

マネーサプライ：貨幣改鑄は旗本・御家人の実質所得を増大させたか？*

服部 恵[†]
横山 和輝[‡]

要旨

本稿の課題は、貨幣鑄造政策の実施を通じて旗本・御家人の実質所得が引上げられるという効果が統計的に確認できるかどうかを、1791年から1854年までの年次データを用いて、検証することである。実証においては、Yamamura (1974) の推計による旗本・御家人の実質所得指数、および明石 (1989) の推計による実質貨幣流通量を用いる。旗本・御家人の実質所得は、明確な下方トレンドをとっていないことから、必ずしも彼らの窮乏化を示すものではないが、貨幣鑄造政策が、旗本・御家人の実質所得に正の影響を与えるという効果は観察できない。実質所得は負の自己相関をとり、なおかつマネーサプライの増大により負の影響を受けつつ推移していた。そのため旗本・御家人は、債務者として、進展しつつある貨幣経済に取り込まれつつ消費水準の円滑化を図った。

1 はじめに

徳川政権下、石高1万石以上の武士を大名、1万石未満の者のうち、将軍の公式行事に参加できる者を旗本、それ以外を御家人とよんだ。彼らは、幕府もしくは藩から俸給として蔵米を受け取っていた。蔵米は蔵宿とよばれる商人を介して渡されるが、その米を公定価格で買い取ってもらい、手数料を蔵宿に支払って代金を受け取るかたちで貨幣収入を受け取ることもできた。俸給として渡される蔵米の量は、何らかのペナルティが課されるなどの例外的事情がな

* 本稿は、名古屋市立大学経済学部において横山の担当する演習科目において提出された服部 (2010) を加筆修正したものである。本稿執筆にあたって、服部の同期ゼミ生 (鶴生浩輔、大場圭輔、開沼里菜、勝野友隆、兼松航気、古村仁美、齋藤大樹、佐々木晴香、鈴木理恵、三浦あい) らによるディスカッションが有益であった。また、卒業研究報告会にてコメントくださった徳山美津恵先生にもお礼を申し上げたい。なお、ありうべき誤謬はすべて横山が責任を負うものである。

† 名古屋市立大学経済学部4年。

‡ 名古屋市立大学大学院経済学研究科 (kazky@econ.nagoya-cu.ac.jp)。

い限り、原則的にはほぼ一定だと考えられる。武士の名目賃金が硬直的であったという点で、貨幣鑄造政策や米価政策など、相対価格を変更させる措置は幕府にとって重要な案件とされた(脇田 2004)。では、貨幣鑄造政策によって武士の実質所得が引上げられた、という効果は観察できることなのであろうか？

Yamamura (1974) は、18 世紀末から 19 世紀前半にかけての旗本・御家人の実質所得指数を推計した。その作業の末、推計された実質所得指数に明確な下方トレンドが確認できないことから、旗本・御家人は決して窮乏化する過程にはなく、にもかかわらず貸金業に依拠せざるを得ないほど、彼らの財に対する欲望の増大が深刻であったという歴史認識を提示している。

本稿の課題は、貨幣鑄造政策の実施を通じて旗本・御家人の実質所得が引上げられるという効果が統計的に確認できるかどうかを、1791 年から 1854 年までの年次データを用いて、検証することである。実証においては、Yamamura (1974) の推計による旗本・御家人の実質所得指数、および明石 (1989) の推計による実質貨幣流通量を用いる。双方とも、推計データであるので、妥当性 (validity) の面で多分に問題を抱えているものと思われる。本稿ではそのことを自覚しつつこれらのデータを用いた場合にどのような歴史像が描きうるのか、その展望を議論する。本稿の議論が歴史認識の上で整合性を欠くならば、データを再推計する意義も生まれてくるが、まずは既存の推計データを用いて検討しようというのが本稿の動機でもある。

明石 (1989) の推計データを用いた先行研究に岡崎 (1999) がある。その実証分析を通じて、岡崎 (1999) は、効率的な取引を支えてきたはずの仕組みが天保の改革期においてその機能を喪失したために経済成長が鈍化したことを示唆する結果を報告している。

本稿の実証研究では、別個の推計作業で推計されたはずの実質所得指数とマネーサプライとが統計的に無視しえない関係を有していることをつきとめている。このことは双方のデータがそれなりの妥当性を持つとみなして良いとみなしておくのが本稿のスタンスである。もちろん、将来的にデータの再推計がなされた場合に本稿の結果や示唆するところに大幅な修正が加わることは自覚しておく必要はある。

本稿の議論は次のように整理できる。貨幣鑄造政策は、旗本・御家人の実質所得には一切影響していないといってよい。実質所得は負の自己相関をとり、なおかつマネーサプライの増大により負の影響を受けつつ推移していた。実質所得の推移が不安定な推移のもとにあった旗本・御家人は、貨幣経済の進展に直面するなかで、債務者として取り込まれる、マネーサムライとなっていった。

以下、本稿の構成は次の通り。第 2 節で徳川政権下の経済を概観する。第 3 節では分析枠組みを説明する。第 4 節では分析結果と解釈を述べる。第 5 節では結論と展望を述べる。

2 徳川政権下の経済¹⁾

18世紀末から19世紀前半にかけての経済について、新保(1978)は、財政バランスの動向と物価の推移との間の統計的關係に注目し、寛政の改革以降、1790年代に幕府財政が長期的に赤字基調となるに及んで物価の上昇傾向が顕著になったものと捉えている。幕府財政が赤字になる際に、市中への購買力の散布が、蓄蔵金からの引き出しや貨幣鑄造益を財源としている場合、それは有効需要の拡大と物価の上昇を招くことになる。このことから、新保(1978)は、19世紀前半の経済を財政支出の拡大とマネーサプライの膨張とによるインフレ成長が実現した局面として位置づけている。

これに対し斎藤(1980)は、財政支出が国民所得の5%程度にすぎないこと、ならびにインフレ成長を裏付けるような金利低下が確認できないことなどから、疑問を投げかけている。明石(1989)は、実質貨幣流通量を推計する作業のなかで、持続的な経済成長の可能性が窺える一方で、それが1820年代に生じたインフレによって促進されたものであるかどうかは断定できないとしている²⁾。

梅村(1981)は、越後屋京本店で雇われていた大工の手間賃が18世紀末から19世紀前半の時期までほとんど変化していないこと、にもかかわらず、京都の消費者物価が年率1%で上昇していたことをつきとめている。一方で、利潤を増大させ、用水路工事や海運に積極的に投資する商人の存在にも梅村(1981)は着目している。所得格差を伴いながらも、インフレを通じて経済成長が継続していた可能性は指摘できる。

脇田(2004)は、徳川政権下の経済を、(1)支配階級である武士の利害を優先した政策が採用されやすいこと、(2)武士階級の名目賃金が固定的であったこと、の2点から特徴づけている。このうち(2)は、武士の俸給は米で計られており、その規模が固定的であったという点に基づくものである。そのため、幕府が武士階級の利害を優先して政策を運営するとすると、相対価格変更を意図した金融政策が中心となる。脇田(2004)は、これをケインズのな名目賃金硬直性の下での金融政策と捉え直し、その軸として米価政策を位置づけている。その上で、脇田(1996; 2004)は、ある時期までは米取引における価格形成が相当程度の効率的性を保持していたこと、および、その効率性がやがて低下したことを強調する。効率性の低下要因について特に詳細な分析結果は提示されていないが、天保期(1840年代)における諸政策にその原因があるものと推察している。

幕府は、株仲間による独占を排除して物価騰貴を抑えるために1841年に株仲間停止令を出した。岡崎(1999)は、株仲間における情報共有が効率的な価格形成メカニズムの基礎となっ

1) 叙述に際して西川(1985)を参照している。

2) ただし明石(1989)は、推計作業で藩札を含めていない点をみずから問題視している。

ていた点に着目し、これを検証するための自然実験 (natural experiment) として株仲間停止令を位置づける分析を試みた。経済成長率 (実質貨幣流通量成長率) の決定要因を推定する回帰式に、株仲間停止令が発令されていた時期とそうでない時期とを識別する変数が導入し、株仲間停止令ダミーがマイナスに有意であることから、株仲間の存在そのものが経済成長に寄与していたと解釈する。

株仲間については、すでに宮本 (1938) や宮本 (1987 ; 1988) などにより、天保期以前から株仲間の機能が形骸化していた点が指摘されている³⁾。株仲間は、Greif (1993) が着目したマグリビ商人 (Maghribi traders) とは異なり、徳川幕府という公権力によって営業を保護された集団であった⁴⁾。にもかかわらず、株仲間を脱退した者や新興の業者が新たに仲間集団を形成した場合でも、冥加金を徴収できることから徳川幕府がこれらを認可したために株仲間相互の対立や訴訟が増加した (宮本 1938, pp. 277-279)。既存の株仲間を保護するものとは程遠い政策スタンスをとることになったのである。

岡崎 (1999) が強調する、あるいはすでに宮本 (1938) らが示唆するように、株仲間内の情報共有が効率的な価格形成機能を実現させていた可能性は極めて高い。その一方で、株仲間停止令を待つことなく、幕府という公権力の後ろ盾を失いつつその機能が形骸化したとともに、米価政策の効果を希薄化させた可能性さえ指摘できる。

脇田 (2004) が名目賃金硬直性の下での金融政策と捉え直したものに、米価政策ともう一つ、貨幣鑄造政策がある。表1はその18世紀末から19世紀前半の貨幣鑄造政策について整理したものである。55年間のうちに15回、4年から5年の間に1度実施されている計算になる。

これらの貨幣改鑄は、総じて出目 (貨幣改悪によって得られる財源) が目当てであり、ときとして将軍家の贅沢のために実施されたものもある。1820年前後の相次ぐ改鑄は、いわゆる大御所時代、11代将軍家斉がみずからの子宝 (特定できるだけで男26・女27人) に施していた出費のために財政が逼迫したことをうけての政策である。しかしながら水野忠成による貨幣改鑄は、贖金作りの罪人にさえ贖金呼ばわりされるような貨幣改鑄で財政危機に対処するなど、評判の良くないものであった (藤田 1995)。

米価政策による実質所得引上げが困難であったとしても、もしも貨幣鑄造政策を通じてそれが可能となっていたのであれば、幕府は武士階級の懐事情の不満をさほど増大させずに済んでいたものと考えられる。しかしもしその効果がなかったのであれば、それは幕府上層部に対する不満を爆発させる端緒ともなっていた可能性が指摘できる。問題はその効果の有無を検証できるかどうかという点に向けられる。

3) 例えば宮本 (1938, p. 274) は、文政13 (1830) 年の大坂の間屋が残した申合判形帳をもとに株仲間の構成員間の規律が低下していたことを指摘している。

4) 高槻 (2008) は、米切手の蔵米請求権は空米切手停止令と町奉行所によって保障されていた点にフォーカスしつつ、岡崎 (1999) の議論に対し、歴史認識の修正を試みている。

表1 貨幣鑄造年表（1800-53）

1800	南鐐二朱銀（寛政型の再発行）
1818	文政金銀・真文二分金
1819	文政小判・一分金
1820	草文丁銀・小玉銀
1821	寛永通宝当四銭
1824	文政の南鐐二朱銀・文政一朱金
1828	草文二分金
1829	文政南鐐一朱判・文政一朱銀
1831	天保南鐐一朱判鑄造
1832	五兩判・天保二朱金
1835	天保通宝（百文銭）
1837	天保小判・一分金・五兩判・一分銀・丁銀・豆板銀
1838	天保大判
1847	天保通宝（鑄造再開）
1853	嘉永一朱銀

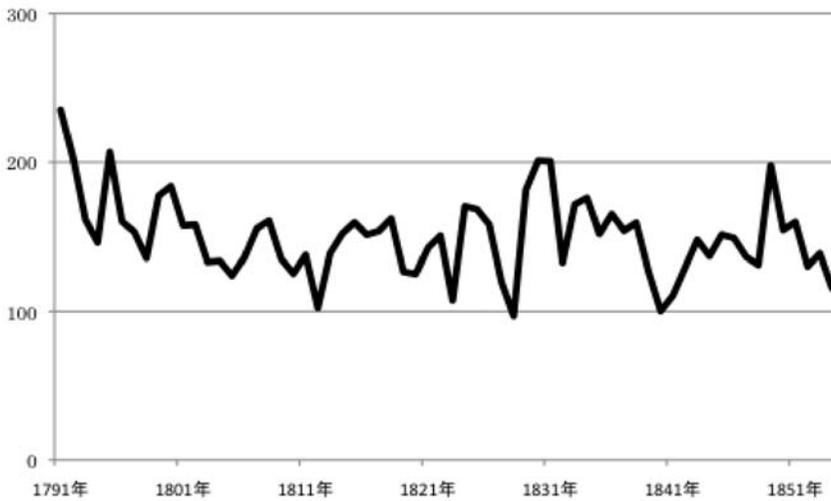


図1 実質所得指数：Yamamura（1974）推計

図1はYamamura（1974）の推計した、旗本・御家人の実質所得指数の推移を示す。これは次の手順で作成されている。まず、一定量の米について市場価格の時系列データを作成する。この時点では1675年を100とした指数が作成されている。次に五品目（味噌、塩、醤油、酒、および灯油）の消費者物価指数を算出する。この消費者物価指数により米の市場価格をデフレートしたものをYamamura（1974）は旗本・御家人の実質所得指数とみなしたのである⁵⁾。

その上で、Yamamura（1974）は、(1)この推移が明確な下方トレンドをとっていないことからいわゆる旗本・御家人の窮乏化を実質所得で裏付けることはできないこと、(2)旗本・御家人

の窮乏化とは実質所得の低下ではなく彼らの欲望が増大して消費支出水準が抑えられなかった状態を言い換えたものとだと述べている。図1を眺めると、視覚的には上方トレンドあるいは下方トレンドのいずれも見出しにくく、しいていえば上下ジグザグに推移している。むしろ、旗本・御家人の実質所得が不安定に推移していたものと考えられる⁶⁾。

3 分析枠組みとデータ

幕府の財源確保として実施された貨幣鑄造政策が、旗本・御家人の実質所得を上げる効果を持っていたかどうか、これが本稿の主たる関心事である。そこで次のような1次の自己回帰モデル (autoregressive regression model), AR(1) モデルを考える⁷⁾。

$$\begin{cases} Y_t = X_t\beta + \mu_t \\ \mu_t = \rho\mu_{t-1} + \varepsilon_t \end{cases} \quad (1)$$

この(1)式に具体的な変数を入れて次のように表示しておく。

$$gy_t = \beta_0 + \beta_1 gm_t + \beta_2 poliM_t + \beta_3 Ogoshot_t + \rho(gy_{t-1} - \beta_0 - \beta_1 gm_{t-1} - \beta_2 poliM_{t-1} - \beta_3 Ogoshot_{t-1}) + \varepsilon_t \quad (2)$$

なお β_0 は定数項, $\beta_1, \beta_2,$ ならびに β_3 はパラメータ, ε_t は誤差項, さらに添え字の t は年次を表わしている。対象期間は1792年から1854年である。なお ρ が1次の自己回帰, AR(1)のパラメータである。

被説明変数 gy_t は実質所得の成長率(対数値の差), Yamamura (1974) が推定した実質所得指数の成長率を用いる。

説明変数 gm_t は実質マネーサプライ成長率である⁸⁾。本稿ではこれをマクロ動向の代理変数として用いる。実質マネーサプライとしては明石(1989)の貨幣流通量推計値を用いる⁹⁾。これは、貨幣改鑄が行われた年次の貨幣流通高を推計し、続いてこれと統計的関係性が強いと考え

5) Yamamura (1974) は五品目に木綿を加えて別のデフレーターを算出した別個の指数も推計しているが、実証分析対象の期間内で欠損値があるため、本稿では用いていない。

6) もちろん実際にはペナルティを受けて俸給を減らされた旗本・御家人や、浪人となった者などがあるであろう(黒澤明監督『用心棒』に登場する桑畑三十郎などが想起されよう)。ここでは俸給不変の旗本・御家人を1つのモデルケースとして描き、そのモデルケースの旗本・御家人たちの実質所得の変動を捉えようとしている。実際に旗本・御家人たちがどの程度の収入をどのように得ていたのかを知ることが実質上不可能に近いことを考えると、このような手段をとらざるを得ない。

7) ARMA (autoregressive moving-average) モデルによる推定を試みたが、いずれの次数にせよ推定結果が大きく変わることはない。なお、この次数は AIC (Akaike information criterion) および SBIC (Schwarz Bayesian information criterion) の2つの情報量基準を用いて選択している。

8) 単位根検定 (augmented Dickey-Fuller tests for unit root) のもと、実質所得と実質マネーサプライについては、I(0)変数に変換する措置として成長率を用いている。

9) 明石(1989)に掲載されているのは名目値である。明石(1989)あるいは岡崎(1999)はこれを新保(1978)の大阪卸売物価の米価でデフレートした実質値を用いている。本稿もこれらにならうこととした。

られるフローデータ系列を推計し、ベンチマークの間の貨幣流通高を補完することによって求められたデータ系列である。天保期（1832-53年）以降は貨幣改鋳高を用いているが、それ以前はフローデータによる補完が行われている。具体的には幕府勘定所の貨幣収入（年貢収入、流通税、鉱山税、御用金、貸付返済金、および貨幣鋳益金）が用いられている。図2は明石（1989）の実質貨幣流通量の推移を示すものである^{10）}。

政策変更を示す質的変数が $poliM_t$ 、および $Ogoshot$ である。まず $poliM_t$ は、幕府が新たに貨幣鋳造を行った場合に1、そうでない場合に0となる変数である。これは表1に基づいている。 $Ogoshot$ は、11代将軍家斉が、水野忠成を老中首座に任命した時点から退位後死去するまでの期間（1817-41年）を1、それ以外を0とみなす定数項ダミー変数である。これは、家斉の個人的な思惑によって幕府財政が赤字基調になる傾向の強い体制であったことをふまえての措置である。

すなわち推定式(2)は、旗本・御家人という、特定階級の実質所得が、それ自身、マクロ動向および政策変更によって決定されうるものとみなしたものである。なお表2は用いる変数の記述統計量を示す。

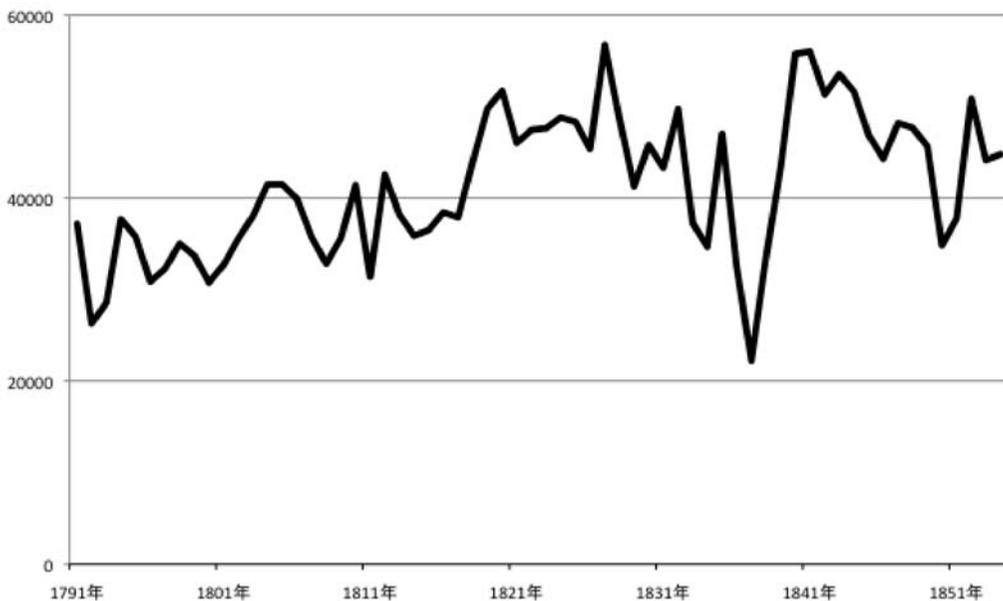


図2 実質貨幣流通量（千両）：明石（1989）推計

10) 1837年、大塩平八郎の乱などの影響により市場が混乱したため、一時的に物価が高騰し、実質貨幣流通量もまた一時的に急落している。

表2 記述統計量

変数gyは旗本・御家人の実質所得指数の成長率 (Yamamura 1974), gmは実質貨幣流通量 (明石 1989) である。また, polimは貨幣鑄造政策を実施した年次を1, それ以外を0とし, ogoshoは1817年から1841年までを1その他を0とする変数である。1792年から1853年を対象期間である。

変数	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
gy	63	-0.011	0.196	-0.414	0.626
gm	63	0.003	0.165	-0.381	0.411
polim	63	0.238	0.429	0.000	1.000
ogosho	63	0.397	0.493	0.000	1.000

4 結果および解釈

4.1 分析結果

表3は(2)式を推定した結果を示すものである。モデル1はすべての説明変数を、そしてモデルにおいて有意でなかった変数を除去したものをモデル2として推定している。

モデル1であるが、AR(1)パラメータにはかろうじて有意な1次の自己相関が認められる。ただしその符号は負である。また、 gm_t も gy_t に対して有意な影響を与えているが、符号は負である。なお、質的変数はいずれも有意ではない。

有意ではなかった変数を除去したモデル2においても、 gy_{t-1} および gm_t の符号と有意性は変わらない。また、マクロ動向を示す変数である gm_t を除外しても、 $poliM_t$ は有意ではないという結果になっている¹¹⁾。

新保(1978)は、貨幣鑄造政策の影響が数年の間隔において影響したものとしている。したがって、貨幣鑄造政策の影響が当該年次にすぐに現れるのではなく、時間において余波として効果が現れる可能性がある。この点を考慮して貨幣鑄造政策の実施についてラグ変数を取り入れる分析も行っている。その結果は割愛するが、有意な結果は得られていない。貨幣鑄造政策の変更が即座に旗本・御家人の実質所得を増大させるというようなことは生じていない。仮にそのような効果があったとしても、それは数年の時をおいてからのものといえる¹²⁾。

4.2 解釈：御家人の窮乏化

幕府の貨幣鑄造政策は、旗本・御家人という支配階級の実質所得には何ら効果がなかった。しかも、マネーサプライの増大は、実質所得の成長に対して負の影響を与えているという点で、

11) 本稿ではVARモデル(a set of vector autoregressive models)を用いたグランジャー因果性テスト(Granger causality tests)を行ったが、いずれの方向でも因果性が検出できていない。

表3 自己回帰モデル推定の結果

被説明変数gyは旗本・御家人の実質所得指数の成長率 (Yamamura 1974), gyt1はその1次のラグ変数である。gmは実質貨幣流通量 (明石 1989) である。また、polimは貨幣鑄造政策を実施した年次を1, それ以外を0とし、ogoshoは1817年から1841年までを1その他を0とする変数である。1792年から1853年を対象期間である。

	モデル1			モデル2		
	推定係数	修正標準誤差	p値	推定係数	修正標準誤差	p値
gyt1	-0.281	0.153	0.067	-0.287	0.162	0.075
gm	-0.432	0.141	0.002	-0.433	0.141	0.002
polim	0.026	0.055	0.641			
ogosho	-0.007	0.035	0.847			
_cons	-0.012	0.020	0.558	-0.008	0.018	0.633
Waldchi2		11.50			10.61	
Prob>chi2		0.02			0.01	
対数尤度関数		20.45			20.34	
観測数		63			63	

旗本・御家人の財政事情を改善させなかったことを示している。ただしこの点は注意深く検証しておく必要がある。

旗本・御家人は、貸金業への依存というかたちで貨幣経済の進展という当時の局面を彩ることになる (竹内 1965; 北原 2008)。次の文章は、家斉の治世にあって「武陽隠士某」と称する人物が著した『世事見聞録』に「武士の事」として描かれているものである。

「当世貸借のこと流行して、武家は多く借財の道に身上を奪ひ取られ、近来大家も小家も困窮大方ならず。あるいは人を減らし馬を減らし、あるいは以前十人使ひしは五人になり、馬を繋ぎしは止め^{あてが}にいたし、または借米などと号して家来の宛行を減らし、または月賄ひの扶持方をも渡しかね、あるいは取^{あてが}続き出来かぬるとて武家の規矩をも弁^{きく}へざる領分の百姓、または由緒もなき町人などを頼みて、家の内外を見せ聞かせて年分暮し方の宛行を請け、諸事かのもの^{わきま}の差略に預かり、あるいは領分知行の内、物持ちの百姓などへ用金を無心し、あるいは用立て・上ヶ金の多少に随ひ褒美の高下を付け、あるいは紋付の服をくれ、または切米・扶持方など与へ、また苗字帯刀を免し、または格式を授けなどするなり」¹³⁾

12) その可能性がなかったどうかを検討するため、誤差項に加わったショックが持続するかどうか、ARCH (autoregressive conditional heteroskedasticity) 過程を想定する推定を行ったところ、1次のARCH項がかるうじて有意であった。貨幣鑄造政策の効果が時期において影響する可能性は否定された訳ではない。ただし、この推定結果では、単なる誤差項のショックの持続ということしか示されておらず、なおかつ $poliM_t$ は有意ではないばかりか、場合とない場合とでさして結果が変わるものではなかった。したがって貨幣鑄造政策によって実質所得が増大したという統計的な確証は得られていない。むしろ誤差項のショックが持続するほどに旗本・御家人の実質所得が不安定に推移していたものといえる。

13) 武陽隠士『世事見聞録』(本庄栄治郎校訂, 奈良本辰也補訂), 岩波文庫, 1994年, 30-31頁。

家臣数や家臣への俸給を減らすなどの経費削減にとどまらず、ひいては苗字帯刀という武士階級のステータスを譲り渡すほどであった。旗本・御家人らの個人的なプライドいかなの問題かもしれないが、それは徳川政権が基礎としたはずの身分制が支配階級によって否定されていることをも意味している。

どの程度の数の旗本・御家人がこのようなかたちで貨幣経済に取り込まれていったのかは不明であるが、竹内（1965）は1817（文化14）年における幕府の公金貸付において、2,210人の旗本・御家人に1人平均483両を貸し付けているという資料を提示している。106万両にも上るその額は、幕府の公金貸付の45.4%にもものぼる（竹内 1965, pp. 217-218）。

Yamamura（1974）などは相対済令による当事者間解決の促進や棄捐令による債務契約の取り消しなどを通じて、武士階級が債務契約を実質的に解除できた旨を強調する。岡崎（1999）もここに徳川政権下での司法制度の限界的側面を見出している。

しかしながら先に引用した『世事見聞録』には、借金返済に苦心する武士の姿が次のように描写されている。

「その利倍に責められてつひに勤め向きも出来かぬる仕合せになり、あるいは虚病を構へて引き籠り、または返済滞りの筋にて、留守居役・目付役などへ届け出られ、表向きの沙汰になりて押し込められ、また品により永の暇にもなり、あるいは門前払ひなどになり、またはその身に堪へかねて出奔などいたす族もあり。また諸家にて公儀の奉行所へ主人の名前など出す事あれば、殊のほか大騒なることにて、その咎め重き事なり。御城下に住む町人は、奉行所の事いと心安き事に覚えて、あとにも何の仔細なし。侍は軽重とも後々に主人の咎め別に来たりて身に及ぶなり。依つて右体借金の筋を奉行所へ訴ふるなどいへば何より恐れて、たとひ今日の食料を欠きても利息などを入れ詫言致し、甚だしきにいたりては老父母及び妻子の衣類を剥ぎても済ます事なり。その償ひ出来かぬる時は、大体身分に過失を得るなり。その行跡を見込んで貸付業のもの諸家の中へ入り込むなり。借金の筋にて侍の身分に拘はるなどは、余りとやいたましき事なり」¹⁴⁾

前述の『世事見聞録』では、ステータスあるいはプライドを捨ててまで貸金業に依存していく武士階級であったが、いざ返済の時点ではそのステータス、あるいは主人への忠誠こそが彼らを悩ませることになった。

とりわけ「借金の筋を奉行所へ訴ふるなどいへば何より恐れて」という描写は、旗本・御家人がよりどころとしていた主従関係そのものが彼らに規律を与えていたものと推察できる。つまり武士としての彼らの立場、ある種の名声が担保となって債務契約の踏み倒しという事態を

14) 武陽隠士『世事見聞録』（本庄栄治郎校訂、奈良本辰也補訂）、岩波文庫、1994年、62-63頁。

抑止するという側面が見出せる¹⁵⁾。

相対済令が発令されたとしても、それは必ずしも武士の踏み倒しを後押しするものとはいえない。この法令は金銭訴訟について当事者間での解決を促進するものではあったが、その際に石井（1982）は、債務放棄に対する処罰を明確化するなど、債権者の権限を保障する性質の法令でもあったことを指摘している¹⁶⁾。

大名貸については債務契約解除の問題は17世紀までは深刻であったが、それゆえ商人は大名貸を控え、さらに武士と対峙できるよう商人同士結束するようになる（阿部 2004）¹⁷⁾。その一方で、旗本のなかには借入金への依存度を高めてまで奢侈品に対する支出を増やした者もいた（山口 1962）。このような旗本に対して幕府は儉約令を発して衣服代を抑えるよう促すとともに、これに背く者への制裁も加えていた。山口（1962）は、全旗本のなかで「中の上」に位置した長沢氏の財政収支をもとに、年貢先納や借入金によって年貢収入の不足を大きくカバーする状況に着目するとともに、幕府からの儉約の要求だけでなく知行地の村民からも儉約を訴えられていた事実をつきとめている。

御家人の窮乏化とは、決して実質所得の低下傾向を意味するのではなく、実質所得の不安定性ゆえに借入金に依存せざるを得なくなった旗本・御家人の懐事情を反映したものと見える。債務契約が次々と結ばれるということは、契約を結ばせる何らかの強制力が存在していたことになる。徳川政権下においては、武士階級であれば、軍事力を背後にして強制的に資金を提供させることも可能ではあっただろう。だからといってすべての債務関係が帳消しになっていたとは考えにくいというのが本稿の捉え方である。むしろ、幕府の身分制そのものが、武士階級の債務不履行を抑止していたという仮説を提示できる¹⁸⁾。

契約の履行強制（enforcement contract）がある程度は成立していたからこそ、債務契約が結ばれていったという側面がある。それゆえに、旗本・御家人は、棄捐令による借金帳消しという非常事態の施しを受けない限り、借金に苦しむことになった。そもそも旗本・御家人が借金

15) ただし、この文献の著者がもしも武士であるならば、武士の立場を擁護するためにこのような忠誠心の高い武士としての姿を、フィクションを交えて描写した可能性は極めて高い。したがってこの文献に対して今後、史料批判を綿密に進める必要がある。

16) 債権者が債務者の「心得違い」を訴えた場合は評定所が裏書きを加えるなどの規定が盛り込まれていた（石井 1982）。相対済令は、まさに幕府の訴訟処理能力を定期的リフレッシュさせる機能を果たしていたものと考えられる。この点で、岡崎（1999）の捉え方とは本稿は歴史認識を異にしている。なお、本稿では岡崎（1999）と同様に株仲間停止令が発令してから株仲間再興令が出されるまでの期間を1、その他の期間を0とする定数項ダミー変数を用いた推定を、(2)式の推定に際して試行しているが、岡崎（1999）が強調するような、ダミー変数の有意性は再確認できない。おそらく株仲間停止は、貨幣鑄造政策と同様にロバストではない変数かと思われる。

17) 大名貸については賀川（1996）など参照。

18) ただし旗本・御家人よりも格上の大名クラスにおいては依然として借金の踏み倒しがあったと推察されるが、詳しい検証は今後の課題とされてこよう。

に手を染めなくてはならない理由が、彼らの実質所得の不安定性にあり、幕府による貨幣鑄造政策はこれを解消できなかった。

株仲間内の情報共有が効率的な価格形成機能を実現させていた可能性とともに、米価政策の効果が次第に希薄化していった状況を鑑みれば、貨幣改鑄政策の効果が顕著に現れていなかったということは、もはや幕府には旗本・御家人らの実質所得を引上げるといった選択肢は残されていなかったことになる。したがって、儉約令を発して旗本・御家人の消費支出を抑えさせるか、さもなくば棄捐令を出すという非常手段を取らざるを得なかったものと考えられる。天保の改革は選択肢を奪われた徳川政権にとっての苦肉の策だったともいえる。

5 結論と展望

本稿は、貨幣鑄造政策が旗本・御家人の実質所得に対する引上げ効果を持ったものであるのかどうかを検定した。分析の結果、そのような効果が見出せないという解釈を得た。貨幣鑄造政策は、旗本・御家人の実質所得には一切影響していない。実質所得成長率は負の自己相関をとり、なおかつマネーサプライの増大により負の影響を受けて推移していた。そのため旗本・御家人は、債務者として、進展しつつある貨幣経済に取り込まれつつ消費水準の円滑化を図った。

このような、いうなればマネーサプライが出現する背後事情としては、ある階層においてそれなりの資金が蓄積されていたという前提が必要となる。先行研究でしばしば議論されているインフレ的成長であるが、資金を蓄積させた商人らは、港湾や用水路あるいは灌漑事業などといったインフラ部門など、後々の経済発展の基礎固めとなる方面に資金を振り向ける一方で、マネーサプライの消費水準円滑化に寄与していたものといえる。同時に、彼らの債務契約を促すような社会的条件として、ある程度の履行強制が作用していたものと思われるが、この点はさらなる検証が必要とされるだろう。

脇田（2004）のいう価格形成メカニズムの機能の低下、あるいは岡崎（1999）のいう情報生産の担い手の消失、といった点を考え合わせるならば、当時どの程度の効率性を保持しながら資源配分メカニズムが機能したのか、さらに議論する必要がある。

参考文献

- | | |
|--|------------------------------------|
| 明石茂生（1989）「近世後期経済における貨幣、物価、成長：1725-1856」『経済研究』第40巻第1号。 | の江戸と弘前一』、岩田書院。 |
| 阿部綾子（2004）「弘前藩江戸藩邸をめぐる町人訴訟の実態—天和期を中心に—」、浪川健治編『近世武士の生活と意識「添田儀左衛門日記」—天和期 | 石井良介（1982）『近世取引法史』、創文社。 |
| | 梅村又次（1981）「幕末の経済発展」『年報・近代日本研究』第3号。 |
| | 賀川隆行（1996）『近世大名金融史の研究』、吉川弘文 |

- 館.
- 北原進 (2008) 『江戸の高利貸—旗本・御家人と札差—』, 吉川弘文館.
- 斎藤修 (1980) 「徳川後期 “インフレ的成長論” の再検討」, 『三田学会雑誌』 73 卷 3 号.
- 新保博 (1978) 『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—』, 東洋経済新報社.
- 高槻泰郎 (2008) 「米切手再考—空米切手停止令の意義—」 Institute of Social Science, The University of Tokyo Discussion Paper Series J-167.
- 竹内誠 (1965) 「第五章 幕府経済の変貌と金融政策の展開」, 古島敏雄編 『日本経済史体系 4 近世下』, 東京大学出版会.
- 西川俊作 (1985) 『日本経済の成長史』, 東洋経済新報社.
- 服部恵 (2010) 「マネーサムライ：幕府の貨幣政策は武士の生活を改善したか」 mimeodraft (2009 年度名古屋市立大学横山和輝ゼミナール卒業研究報告会配布資料).
- 藤田覚 (1996) 「19 世紀前半の日本」, 朝尾直弘・網野善彦・石井進・鹿野政直・早川庄八・安丸良夫編 『岩波講座 日本通史 第 15 卷 近世 5』, 岩波書店.
- 宮本又次 (1938) 『株仲間の研究』, 有斐閣.
- 宮本又郎 (1987) 「二 市場の動向 (第六章 幕藩体制の同様)」, 大阪府史編集専門委員会編 『大阪府史 第 6 卷近世編 II』, 大阪府.
- (1988) 『近世日本の市場経済—大坂米市場分析』, 有斐閣.
- 山口徹 (1962) 「幕末期における旗本財政」, 『社会経済史学』 第 28 卷第 2 号.
- 脇田成 (1996) 「近世大坂堂島米先物市場における合理的期待の成立」, 『経済研究』 第 47 卷第 3 号.
- (2004) 「近世大坂堂島米市場の非正常時系列分析」, 『先物取引研究』 日本商品取引員協会, 第 9 卷第 1 号 No. 13.
- Greif, A. (1993), Contract Enforceability and Economic Institutions in Early Trade: The Maghribi Traders' Coalitions, *American Economic Review*, 83: 525-48.
- Yamamura, K. (1974), A Study of Samurai Income and Entrepreneurship: Quantitative Analyses of Economic and Social Aspects of the Samurai in Tokugawa and Meiji Japan, Charles E. Tuttle Company Inc, Tokyo, Japan.

(2010 年 3 月 19 日受領)